

管理 No.	申075
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:福祉部 長寿福祉課
(総務係)

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	奈良市月ヶ瀬福祉センターの会議室等の使用料減免
根拠条例・規則の名称/条項	奈良市月ヶ瀬福祉センター条例(平成16年奈良市条例第54号)第8条
処分権者	奈良市長
審査基準	<p>奈良市月ヶ瀬福祉センターの会議室等の使用料の減免は、次の基準により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none">・奈良市月ヶ瀬福祉センター条例 第8条・奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則(平成17年奈良市規則第41号)第9条・奈良市月ヶ瀬福祉センターの使用の取り扱いについて(平成17年5月31日制定) <p>(関連条文)</p> <p>【奈良市月ヶ瀬福祉センター条例】 (使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。</p> <p>【奈良市月ヶ瀬福祉センター施行規則(平成17年奈良市規則第41号)】 (使用料の減免)</p> <p>第9条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料減免申請書(別記第4号様式)に承認書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請に基づき減免を決定したときは、奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料減免決定通知書(別記第5号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>【奈良市月ヶ瀬福祉センターの使用の取り扱いについて(平成17年5月31日制定)】 地域住民の福祉に関する会議や行事でセンターの会議室等を使用する場合における使用料の減免について、規定しています。</p>
標準処理期間	3日間
最終更新日	平成31年3月1日更新